

1. 児童福祉（こどもみらい部）

就学前の子どもたちに、より効果的で効率的な行政サービスを提供することを目的に、平成18年4月から、これまでの「こども課」の業務に加え、教育委員会が行っていた幼稚園関連業務や市民課で行われていた児童手当業務が移管され、「こどもみらい局」が設置されました。さらに平成19年4月からは「こどもみらい局」から「こどもみらい部」へ発展し、より一層の組織機能の強化が図られました。

就学前の子どもに関する業務を担う組織が統合されたことで、窓口が一元化され、これまで異なる部署で対応してきた児童扶養手当と児童手当が同一の課で申請ができるようになるなど、ワンストップサービスが実現され、利便性の向上が図られています。

また、幼稚園と保育所に関する企画・立案部門が統合されたことで、子どもたちの保育や教育に関する施策を一体的に展開することができるようになりました。

また、こどもみらい部は、令和元年度に「こども教育保育課」を新設し、これまでの「こども政策課」、「こどもみらい課」及び「子育て応援課」の3課体制から4課体制となりました。「こども政策課」では、子ども・子育て支援新制度に関する業務や認定こども園、保育所及び地域型保育事業の認可等に関する業務及び児童の健全な育成に関する業務等を所掌しています。「こどもみらい課」では、子ども・子育て支援法に基づく支給認定及び子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付や特定教育・保育施設に係る保育料等の徴収に関する業務等所掌しています。「子育て応援課」では、母子生活支援センターさくらを運営するほか、こども医療費助成や児童手当など、子育てについて包括的に支援する事業やひとり親家庭等の自立を目指した事業などを所掌しています。

新設の「こども教育保育課」では、市立こども園、給食センター及びこども発達支援センターの運営と併せて、就学前の教育・保育の質の向上に向けて、特定教育・保育及び特定地域型保育の実施に係る指導、検査等に関する業務や認可外保育施設に対する助言及び指導に関する業務等を所掌しています。

1) 相談・指導（子育て支援室G）

昭和48年に家庭児童相談室を設置し、家庭及び児童福祉の向上を図るため、家庭相談員が保護者等からの相談に応じています。平成17年度には子育て支援室に改め、子ども虐待相談電話、要保護児童対策地域協議会の設置等、関係機関との連携・強化に努めることで児童虐待の未然防止、早期発見に取り組んでいます。平成31年4月からは「那覇市子ども家庭総合支援拠点」を設置し、関係機関との連携をさらに強化し、児童虐待の早期支援に取り組んでおります。

また、子育て家庭の育児負担軽減のため、生後4ヶ月までの赤ちゃんのいる全ての家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん事業や、育児相談、簡易な育児・家事支援を行う育児支援家庭訪問事業を実施し、児童の養育環境の向上を図っています。

・子ども虐待相談電話・・・862-0593（平成17年度設置）

年度別家庭児童相談室における処理件数

平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
844(70.3)	918(76.5)	864(72.0)	913(76.1)	1,053 (87.7)

注（）内は月平均

年度別家庭児童相談室における相談件数

年度別	養護相談	保健相談	障がい相談	非行相談	育成相談	その他の相談	総数
平成27年度	425	7	29	19	76	288	844
平成28年度	549	5	18	6	127	213	918
平成29年度	519	7	31	24	93	190	864
平成30年度	593	5	21	10	85	199	913
令和元年度	820	3	15	4	71	140	1,053

育児支援家庭訪問事業（事業開始 平成17年4月1日）

事業内容

育児困難な家庭や児童の養育に支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭を訪問し、専門知識をもつ育児専門支援員の育児相談・指導や、家庭支援員による家事・育児支援を行うことにより家庭での安定した児童の養育が可能になるよう支援する事業です。

年度別支援実績

年度別	利用世帯数	専門支援	家事・育児支援
平成27年度	62	202	1,471
平成28年度	61	193	1,653
平成29年度	80	297	1,967
平成30年度	107	453	2,299
令和元年度	95	513	2,234

こんなにちは赤ちゃん事業（事業開始 平成21年4月1日）

事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業です。

（実績） 令和元年度 訪問面談実施件数 2,644件（対象家庭2,820件の93.8%）

2) 保育所及び私立認定こども園

保育所は児童福祉法第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その健全な心身の発達を図ることを目的とし、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい場として保育に関する専門性を有する保育士が家庭との密な連携の下に子どもの状況や0歳から5歳までの発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して養護および教育を一体的に行なうことを特徴としております。

私立認定こども園は、保育所から認定こども園に移行した施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

- ① 子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場であることから十分に養護の行き届いた環境の下に、子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持や情緒の安定を図ると共に、健康、安全など生活に必要な基本的生活習慣（食事、排泄、午睡、清潔、安全等）の自立に向けて家庭との連携に努めています。
- ② 子どもが自発的、主体的に関わる環境の下、生活や様々な遊びを豊かに展開していくことで心情・意欲・態度の芽生えを育み、乳幼児期に培われる「生涯にわたる生きる力の基礎を育んでいくことに努めています。
- ③ 地域の子育て家庭や在園児の保護者への子育て相談や指導をはじめ、親子で気軽に保育見学や体験、給食試食、育児相談ができる子育て応援Dayの取り組み、関係機関との連携での児童虐待予防、健康増進等、保育所の場と専門性を活用した子育て支援の充実に努めています。
- ④ 就学前教育保育施設の関係職員を対象に研修を実施し、専門的知識や技術、資質向上に努めています。

① 私立認可保育園定員数

地区	保育園名	所在地	電話	認可定員						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
本 庁	おおたけ保育園	曙2-8-13	863-7388	12	18	24	25	21	-	100
	グッピー保育園	曙2-21-12	861-1931	6	11	11	11	11	-	50
	みやびの杜保育園	安謝1-15-13	941-5580	6	12	12	15	15	-	60
	あじや保育園	安謝2-15-2	868-7271	15	21	21	21	21	21	120
	風のうた保育園	安謝2-29-26	866-0190	18	24	24	24	24	16	130
	こじか保育園	天久2-5-35	941-4112	9	18	24	24	24	19	118
	向陽保育園	古波蔵4-2-14	832-6142	12	18	18	21	21	-	90
	ながやま保育園	泊1-14-24	861-3347	9	18	18	20	20	5	90
	つぼがわ保育園	壺川1-5-14	854-8155	12	24	24	30	30	15	135
	玉の子保育園	牧志2-3-15	867-3221	6	18	18	24	24	10	100
	玉の子夜間保育園	牧志2-3-15	867-3221	3	3	3	4	4	3	20
	コスモ保育園	牧志2-17-21	869-1212	6	10	10	20	22	22	90
	まつやま保育園	松山1-30-14	868-5072	9	18	24	25	24	-	100
	わかさ保育園	松山1-28-1	868-7713	9	15	22	22	22	-	90
	若狭浦保育所	若狭3-18-6	866-3445	9	18	18	9	6	-	60
	ガジマル保育園	銘苅1-18-19	866-1174	18	20	20	20	21	21	120
	千草保育園	山下町10-7	880-2279	9	18	18	18	19	8	90
	あめく結保育園	天久2-26-22	917-2387	6	12	12	13	13	4	60
	そよ風おもろ保育園	銘苅1-18-68	866-0156	9	18	18	13	12	-	70
	ペリー保育園	山下町31-19	857-2765	9	12	12	15	15	7	70
	沖縄こども保育園	泊1-38-1	941-3090	6	12	18	18	15	1	70
	スカイ保育園	おもろまち3-7-15 グランドビル新都心ビル 3F	941-3255	6	12	12	12	12	6	60
	保育園あがみてい	松尾1-9-40	943-0271	7	9	10	15	15	4	60
	レイモンドあしひなー保 育園	泊1-1-2	943-3790	9	12	12	10	7	-	50
	天久ひばり保育園	天久2-25-16	869-4455	9	18	18	18	18	9	90
	いづみ幼稚園	泉崎1-15-19	861-3563	-	6	6	13	13	12	50
	オキナワグローバル未 来保育園	楚辺1-2-30	834-9267	6	12	12	12	12	6	60
真 和 志	マリア保育園	安里3-7-1	863-9879	9	11	12	14	12	12	70
	愛泉保育園	安里3-19-16	867-5133	9	12	12	15	12	-	60
	あらた保育園	真嘉比1-24-9	943-2968	9	12	12	13	14	-	60
	第二エミール保育園	字国場1180-7	832-6006	12	18	18	23	24	15	110
	こくら保育園	古波蔵2-4-32	834-6000	18	27	27	27	27	24	150
	しらゆり保育園	識名1-14-43	855-2173	11	15	15	15	14	-	70

首里	スカイマリン保育園	字仲井真 245-1	834-5918	8	16	17	19	20	-	80
	長田保育園	長田 2-24-59	854-8741	9	18	18	20	20	10	95
	平和保育園	長田 2-34-41	854-7221	12	18	18	18	19	15	100
	二葉保育園	繁多川 1-13-65	834-4691	12	20	21	23	24	10	110
	いしだ丘保育園	繁多川 5-12-1	836-0980	12	17	17	17	17	-	80
	ひらまつ保育園	真嘉比 2-6-11	884-9788	9	18	18	22	23	-	90
	あさひ保育園	字真地 229-4	836-5300	15	30	30	30	30	-	135
	松島保育園	松島 2-1-12	886-1366	6	18	18	20	20	18	100
	よぎ南保育園	与儀 2-10-17	853-4528	9	18	18	18	17	-	80
	さくら保育園	寄宮 1-16-10	832-4549	27	30	36	36	36	15	180
	みやぎ原保育園	寄宮 1-16-1	832-3914	10	17	20	20	21	2	90
	エミール保育園	寄宮 3-3-5	853-0741	3	6	12	18	21	-	60
	いちごえ分園保育園	古波蔵 3-14-6	996-5455	3	12	12	12	11	-	50
	かねしま保育園	長田 1-16-3	835-2364	4	8	12	13	13	-	50
	メルシー保育園古島	古島 4-4	943-2215	-	-	30	35	35	35	135
	メルシー保育園古島分園	松島 2-7-45 上原ビル 2 階	882-2211	12	24	-	-	-	-	36
	アスクこくば保育園	国場 1178-17	835-9100	12	18	18	18	18	6	90
	報徳保育園	首里石嶺町 1-53-2	886-8263	9	12	12	13	14	10	70
	石嶺保育園	首里石嶺町 2-70	886-1052	18	24	24	27	30	8	131
	城北保育園	首里石嶺町 3-227-1	885-4848	15	24	24	24	24	19	130
	みぎわ保育園	首里石嶺町 4-109-1	887-3121	8	9	11	11	11	-	50
	みどり保育園	首里石嶺町 4-216-3	886-6016	15	18	24	28	23	12	120
	若杉保育園	首里大名町 1-64-5	887-1912	15	18	18	20	19	-	90
	おおな愛児保育園	首里大名町 3-35-10	885-4520	15	24	24	23	20	14	120
	渡保育園	首里金城町 2-71	886-4060	6	18	18	18	19	11	90
	琴の音保育園	首里寒川町 2-68-1	886-3221	12	24	26	28	20	-	110
	大空保育園	首里末吉町 3-63	886-0101	6	12	16	19	19	8	80
	首里当蔵保育園	首里当蔵町 1-28	884-5924	9	18	18	18	18	9	90
	花のいろ保育園	首里山川町 1-22-3 グランシャトレ首里 101	885-5104	9	11	11	11	11	7	60
	MOA 沖縄幼稚学園	首里久場川町 2-8-2	886-3364	-	12	18	19	19	18	86
	首里湘南保育園	首里平良町 1-4	882-1321	12	18	20	24	12	4	90
	首里ライオンの子保育園	首里石嶺町 4-150-1	988-0330	6	12	18	18	18	8	80
	首里かふう保育園	首里石嶺町 2-179-9	886-8877	3	12	12	12	12	9	60
	たつのこ保育園	首里石嶺町 2-198-18	884-0292	6	11	16	16	22	14	85
小禄	はとぽっぽ保育園	宇栄原 4-19-11	857-7491	12	12	18	15	18	15	90
	小禄南保育園	字小禄 703-1	858-8457	12	24	24	28	28	18	134
	ひまわり保育園	小禄 1-18-31	857-1268	15	16	18	20	22	16	107

あやめ保育園	小禄 4-11-14	858-2005	12	23	23	17	20	20	115
鏡原保育園	鏡原町 10-38	857-4188	12	30	30	30	30	18	150
すがやま保育園	金城 2-3-10	858-8181	9	16	20	20	20	10	95
よしたけ保育園	具志 3-20-12	857-1787	9	20	20	20	17	4	90
つばさ保育園	高良 1-9-10	857-6849	9	12	18	18	18	5	80
オレンジ保育園	田原 1-8-9	857-9585	9	24	24	26	27	20	130
オレンジ第2保育園	金城 2-5-3	859-2552	6	12	12	15	15	-	60
いちごえ保育園	田原 4-2-14	852-0244	9	15	15	15	16	-	70
鏡原かわいせい保育園	小禄 1-11-2	886-2845	6	12	17	20	20	5	80
小禄かわいせい保育園	宮城 1-18-1 2F	858-1188	12	24	24	27	27	6	120
きららうえばる保育園	宇栄原 5-1-36	857-4188	9	18	18	19	19	19	102
くまのこ保育園	小禄 1-22-14	857-8258	3	6	6	15	15	15	60

② 地域型保育施設定員数

園名	所在地	電話	認可定員			
			0歳	1歳	2歳	計
いづみのもり保育園(事業所内)	泉崎 2-105-18 官公労共済会館 1階	996-1232	8	10	9	27
すまいる保育園(事業所内)	古島 1 丁目 13-1	887-5420	3	4	5	12
はなまる保育園(事業所内)	安次嶺 1-5	987-0287	3	7	8	18
オリーブクラウン保育園(事業所内)	安里 2-6-24 リファイン安里1F	943-5501	7	11	11	29
ピンプ保育園(事業所内)	寄宮 2 丁目 1-18	854-5535	4	5	5	14
みのり乳幼児園(小規模保育)	具志 1-1-61	858-0026	3	8	8	19
とまりの保育園(小規模保育)	泊 1-17-12 賀茂ユーポ 1階	861-4247	4	4	4	12
みはら保育園(小規模保育)	天久 1-12-29	866-4447	6	6	7	19
なないろ乳児保育園(小規模保育)	真嘉比 1-1-10 二千年チャイルドビル 1階	943-1670	5	7	7	19
ライオンの子保育園キアラ(小規模保育)	寄宮 142-1 新垣ビル1階	996-2319	3	6	6	15
こざくら保育園まかび園(小規模保育)	真嘉比 3-13-1	887-7888	5	7	7	19
山田保育園(小規模保育)	首里末吉町 1-2-3	884-7240	3	3	3	9
すくすく乳児園(小規模保育)	長田 2-23-1	831-9330	3	3	3	9
沖縄産業支援センター内保育園(事業所内)	小禄 1831-1	857-3127	6	11	11	28
オロク琉生保育園(小規模保育)	小禄 1-38-10	840-1310	5	6	6	17
ファミリー保育園ナハ(小規模保育)	真地 344	831-6677	6	6	7	19
ともわ乳児園(小規模保育)	長田 2-26-10 サンテラス長田 102号	987-1302	5	7	7	19
楚辺みれ保育園(小規模保育)	楚辺 1 丁目 16 番 10 号	832-8550	5	7	7	19
城保育園(小規模保育)	与儀 319	834-1961	5	7	7	19
なはエンゼル保育園(小規模保育)	宇栄原 6-4-1 モンルージュ松川 101	858-9512	4	5	5	14

③ 私立認定こども園（認可保育園からの移行園）定員数

園名	所在地	電話	認可定員						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
わかめこども園	首里石嶺町3-199-2	885-2103	18	30	30	35	35	35	183
かぐらこども園	宇栄原3-15-46	860-7239	21	30	30	35	35	35	186
第2かぐら保育園	宇栄原3-16-13	996-5069	12	18	18	23	23	23	117
たばる愛児こども園	田原3-12-4	857-1769	15	21	24	29	27	19	135
美ら夢こども園	安謝1-20-1	860-9614	15	24	24	27	30	30	150
愛心こども園	上間384-15	854-5386	9	18	24	32	31	31	145
第2愛心こども園	字国場251-1	833-6058	12	18	18	26	26	25	125
みやび認定こども園	安謝1-8-24	941-5567	12	20	20	20	20	20	112
童夢認定こども園	繁多川2-15-1	832-2525	12	21	36	50	50	60	229
しゅりの泉こども園	首里石嶺町4-1-8	887-3358	12	18	20	20	20	20	110
第2ながやま認定こども園	泊2-20-8	975-5560	9	18	18	18	18	18	99
ポプラこども園	壺川2-5-13	853-1819	24	30	36	40	40	40	210
童の城保育園	銘苅3-17-1	860-4710	12	15	18	18	20	20	103
わかば認定こども園	寄宮1-7-3	832-6600	18	30	30	36	36	30	180
識名さつきも認定こども園	識名4-12-38	835-4081	12	18	24	24	24	24	126
みずきこども園	松川2-3-10	894-6228	6	12	24	25	25	25	117

保育ニーズへの対応

事業名	内 容	実施場所
延長保育事業 (事業開始平成3年4月1日)	保護者の勤務の都合等で、延長保育を必要とする児童への対応として行います。	認可保育園 79園 小規模保育 13か所 事業所内保育 6か所 認定こども園 47園
夜間保育推進事業 (事業開始平成12年4月1日)	夜間において、保育を必要とする児童への対応として行います。	認可保育園 1園

子育て家庭への支援

(令和2年4月1日現在)

事業名	内 容	実施場所
一時預かり 保育事業 (事業開始： 平成9年4月 1日)	(イ) 緊急保育 保護者等の疾病、災害、事故、出産、看護介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により緊急一時的に家庭での保育が困難な児童を保育します。 (ロ) 私的 lýによる保育 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するための保育です。 (ハ) 非定型的保育 保護者の労働、職業訓練、就労等により、家庭保育が困難となる児童で、週3日程度を限度として保育します。	公立保育所 みらい こども園 4か所 認可保育園及び認定 こども園 108か所

子育て 応援Day 平成18年11 月1日開始	保育所(園)の役割や社会から期待されていることとして個々に取り組ん できた地域子育て家庭への支援・相談を那覇市との連携協働業務として位 置づけ、子育ち・子育て環境の充実に努めています。 [利用できる内容] ① 庭でのあそび ② 園児との交流保育体験 ③ 給食試体験 ④ 育児に関する相談・指導 各保育所(園)の状況によって対応できるものとしますので、ご利用の 際は直接お申込みいただきます。	公立保育所6か所 認可保育園110か所
----------------------------------	--	------------------------

令和元年度一時預かり保育事業利用状況

(単位 人)

保 育 所 名	利 用 児童数	対象児童数												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
公立 保育所	利用 人数	99	115	140	110	100	104	120	154	179	168	187	170	1,646
	延人数	296	394	429	331	295	250	309	403	431	382	427	329	4,276
認可 保育園	半日利 用児童	83	85	58	38	64	49	56	51	43	28	17	4	576
	1日利 用児童	297	301	301	367	340	400	510	459	513	491	476	194	4,649
合 計	利用 人数	172	188	225	205	194	199	208	243	265	254	272	261	2,686
	延人数	690	818	897	863	820	716	801	939	905	871	945	832	10,097

3) 就学前の発達(特別)支援保育

保育に欠け、かつ心身に障がいを有する児童で、教育・保育施設で行う保育になじむ児童を受け入れて、集団保育のなかで障がい児に対する適切な保育を実施することによって、健常児とともに健全な社会性の成長・発達を促すことを目的としています。(事業開始 昭和51年4月1日、)対象年齢は概ね1歳児以上です。

平成31年4月1日現在

	実施園数/ 園数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計(人)
公立みらいこども園 (旧公立保育所)	4園/ 4園	0	0	1	9	12	2	24

事業所・小規模保育園 (私立認可)	4園/ 20園	0	1	4	斜線	斜線	斜線	5
私立認可保育園	55園/ 82園	2	13	12	44	50	24	145
私立認定こども園	13園/ 16園	2	5	9	9	17	15	57
公立こども園	17園/ 17園	斜線	斜線	斜線	2	22	58	82
公私連携こども園	19園/ 19園	斜線	斜線	斜線	15	32	60	107
合計		4	19	26	79	133	159	420

4) 認可外保育施設

認可外保育施設に入所している児童に対する助成

- 賠償責任保険料の負担(昭和49年度から実施)
- 児童及び職員の健康診断(昭和54年度から実施)
 - 児童の歯科健診追加(平成14年度から)
 - 児童の健康診断年2回(平成15年度から)
 - 調理担当者検便月1回(平成15年度から)
 - 児童の歯科健診年1回(平成27年度から)
- 研修会の開催(昭和47年度から実施)
- 3歳未満児への助成、1人あたり年額10,000円(昭和58年度から実施)
- 児童への給食助成事業(平成20年度から実施)
 - おかげ及びおやつ代の支給追加(平成23年度から)
- 絵本読み聞かせ実施事業(平成15年度から実施)
- 認可外保育施設保育の質向上事業(平成17年度から実施)
- 待機児童対策特別事業(平成20年度から実施)
 - 認可外保育施設研修事業(保育材料費の一部助成)
 - 指導監督基準達成・継続支援事業(施設改善費の一部助成)
- 環境整備事業(平成24年度から実施)
 - 指導監督基準維持継続事業(施設改善費の一部助成)
 - 衛生環境向上事業(施設の衛生消毒及び害虫駆除)

認可外保育施設の現況 (令和2年4月1日現在)

認可外保育施設数・・・79施設
(事業所内7施設、企業主導型22施設含む)

認可外保育施設児童数・・・1,859人

5) 地域子育て支援拠点事業

(令和2年4月1日 現在)

事業名	内容	実施場所

地域子育て支援センター事業 (事業開始平成6年4月1日)	子育て家庭の支援活動事業で、子育て家庭等に対する育児不安等について地域のニーズに応えるため、地域子育てネットワークの中核として位置づけています。 各支援センターを拠点に育児相談や育児サークル支援、在園児との交流、育児講座等を行っています。	久場川みらいこども園 天久みらいこども園 宇栄原みらいこども園 樋川みらいこども園 あじや保育園 あやめ保育園 鏡原保育園 みどり保育園 若狭浦保育所
---------------------------------	--	---

令和元年度 地域子育て支援センター利用状況

保育所名	年間利用人数	一日平均利用者	育児相談
「子育て支援センター はっぴい」(久場川みらいこども園)	6,843	23	41
「子育て支援センター すまいる」(天久みらいこども園)	9,014	31	301
「子育て支援センター うえばる～む」(宇栄原みらいこども園)	4,821	16	202
「子育て支援センター ふらっと」(若狭浦保育所)	10,669	36	202
「子育て支援センター むるが家」(あじや保育園)	5,795	22	564
「子育て支援センター ゆんたく」(鏡原保育園)	6,209	23	139
「子育て支援センター なんくる家」(みどり保育園)	3,573	14	234
「子育て支援センター 南風」(あやめ保育園)	7,076	28	240
*「子育て支援センター ていーら」(樋川みらいこども園)はR2年4月新設			

つどいの広場事業（平成17年より実施）

主に就学前の乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い交流を図ることや、育児相談などを行う場です。身近な地域に設置することにより、親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育ちができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とします。現在、商店街の空き店舗を活用した一般型2施設と民間児童館を活用した連携型8施設があります。

○ 事業実施場所

- ア) つどいの広場「わくわく」 : 那覇市安里381番地 (栄町商店街内) TEL886-6623
- イ) つどいの広場「にこにこ」 : 那覇市字国場1169番地4 (古波蔵児童館内) TEL831-6786
- ウ) つどいの広場「さんさん」 : 那覇市金城3-5-4 (金城児童館内) TEL859-0099
- エ) つどいの広場「ぴよぴよ」 : 那覇市安謝2-15-1 (安謝児童館内) TEL862-4341
- オ) つどいの広場「ほのぼの」 : 那覇市小禄5-4-2 (小禄児童館内) TEL857-5377
- カ) つどいの広場「ランラン」 : 那覇市識名2-5-5 (識名児童館内) TEL854-9656
- キ) つどいの広場「てくてく」 : 那覇市三原2-1-43 (コープ三原103) TEL070-5813-8993
- ク) つどいの広場「よつば」 : 那覇市若狭3-18-1 (若狭児童館内) TEL867-7266
- ケ) つどいの広場「ソレイユ」 : 那覇市国場353 (国場児童館内) TEL855-2696
- コ) つどいの広場「うふなー」 : 那覇市首里大名町2-75 (大名児童館内) TEL917-4069

○ 事業内容

- ・ 子育て親子の交流、集いの場の提供
- ・ 子育てに関する相談、援助の実施
- ・ 地域の子育て関連情報の提供
- ・ 子育ち及び子育てに関する講習の実施

○ 利用時間

- ア) 月曜日から土曜日の午前10時から午後4時30分（祝祭日を除く）
- イ) 水～金の午前10時から午後1時30分（祝祭日を除く）
- ウ) 水～金の午前10時から午後1時（祝祭日を除く）
- エ) 火、水、木、金の午前10時から午後1時（祝祭日を除く）
- オ) 水～金の午前10時から午後1時（祝祭日を除く）
- カ) 火～木の午前10時から午後1時（祝祭日を除く）
- キ) 月、火、木、金、午前10時から午後3時（祝祭日を除く）
- ク) 水～金の午前10時～午後1時30分（祝祭日を除く）
- ケ) 火、木、金の午前10時～午後1時（祝祭日を除く）
- コ) 月、火、木の10時から午後1時（祝祭日を除く）

○ 事業実績

平成30年度	開所日数 1,758日	利用人数 34,720人
令和元年度	開所日数 1,631日	利用人数 28,702人

6) 公立・公私連携こども園

幼保連携型認定こども園は、これまでの幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、就学前の子どもたちに質の高い教育及び保育を一体的に行う施設です。また、給食の提供や早朝受け入れ、延長保育等を実施し、保護者の子育ての支援も行います。

平成28年度より「那覇市立幼稚園の今後のあり方について」の方針に基づき、那覇市立の幼稚園はこども園に順次移行を開始し、平成31年4月1日までに公立型認定こども園17園、社会福祉法人等が運営する公私連携型認定こども園19園、全36園がこども園に移行を完了しました。さらに、令和2年度は、公立保育所6園が公立型認定こども園と公私連携型保育所への移行・統合を完了し、公立の認定こども園は保育所型認定こども園1園、幼保連携型認定こども園19園となりました。

乳幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、第5次那覇市総合計画に沿って、子どもの笑顔が輝き「子育てが楽しくなるまち」を理念とした教育・保育の充実と子育ての支援を推進します。

①幼児期の発達に即した教育及び保育の充実と3年保育の推進

こども園は、家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、保育教諭に支えられながら豊かな世界に出会う場です。幼児期の発達に即した教育及び保育の充実を図るために、主体的な活動としての遊びを通して、園児の多様な体験の積み重ねを重視し、豊かな心情や人や物事とかかわろうとする意欲、健全な生活を営むための態度を培うように努めます。さらに、家庭にいる3歳児の教育及び保育の機会を拡充するために、3年保育を推進します。

○ 3年保育実施園

大道こども園 上間こども園 天久みらいこども園 久場川みらいこども園

宇栄原みらいこども園 桶川みらいこども園

※2年保育は全園で実施

② 特別支援教育の推進

公立こども園においては、インクルーシブ教育の観点で特別支援教育の充実を図ります。その際、特別な支援をする園児については、特別支援教育担当教諭や特別支援教育ヘルパーを派遣し、個別の支援を行います。また、心理専門員等を派遣して巡回相談を実施し、園への助言や保護者支援を行います。さらに、特別支援コーディネーターを中心に各関係機関と連携を図り、「個別の教育及び保育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用し、計画的・組織的な支援の取り組みを推進します。

③ 保幼こ小連携

公立認定こども園・公私連携型認定こども園と小学校が同一敷地内にあるという利点を生かし、他府県には見られない「こ小」の様々な連携の取り組みが行われています。幼児期にふさわしい教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることを踏まえ、小学校教育との円滑な接続を図るために、公立こども園等が結節点となり、沖縄型幼稚教育の取り組みを推進していきます。また、保育所（園）、私立こども園、私立幼稚園も含めた「保幼こ小」の接続については、保幼こ小合同研修会や各小学校区を単位とした保育参観・授業参観等を実施し、相互の教育及び学びの連続性について理解を深めていきます。

④ 家庭・地域との連携及び子育ての支援

こども園は、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるよう努めていくことが求められています。そのためには、家庭と園がそれぞれの果たすべき役割を認識し、連携して園児一人一人の育ちを促していくことが大切です。こども園では、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるような子育ての支援を行っていきます。さらに、「親と子の育ちの場」として、地域に開かれたこども園づくりを推進し、家庭や地域との関係において中心的な役割を果たしていきます。

公立・公私連携こども園一覧（公立幼稚園・保育所から認定こども園へ移行）

○公立型認定こども園

※桶川みらいこども園は保育所型認定こども園

令和2年5月1日現在

番号	園名	所在地	園児数						学級数	教職員数		園舎（m ² ）	創立年月日	移行年月日
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		保育教諭	その他の職員			
1	城北	首里石嶺町1丁目162番地	0	0	0	0	18	51	3	10	2	554	昭和21.4.1	平成30.4.1
2	城西	首里真和志町1丁目5番地	0	0	0	0	17	28	2	7	2	857	昭和21.4.1	平成31.4.1
3	城南	首里崎山町4丁目35番地2	0	0	0	0	11	23	2	9	2	604	昭和21.8.1	平成30.4.1
4	大名	首里大名町1丁目49番地	0	0	0	0	6	13	2	6	2	516	昭和52.1.1	平成31.4.1
5	石嶺	首里石嶺町4丁目360番地8	0	0	0	0	29	65	4	13	2	728	昭和54.1.1	平成29.4.1
6	泊	泊2丁目23番地9	0	0	0	0	29	58	3	10	2	1,018	昭和34.4.14	平成31.4.1
7	天久みらい	天久1丁目4番1号	6	17	18	28	60	73	10	44	3	1,968	平成23.11.1	令和2.4.1
8	真嘉比	真嘉比1丁目18番1号	0	0	0	0	24	62	4	12	2	857	昭和39.1.13	平成31.4.1

9	那 霸	前島1丁目7番1号	0 0 0	0 28	43	3	9	2	416	平成25. 11. 1	平成31. 4. 1
10	壺 屋	牧志3丁目14番12号	0 0 0	0 10	28	2	11	2	500	昭和21. 4. 9	平成30. 4. 1
11	開 南	泉崎1丁目1番5号	0 0 0	0 15	30	2	7	2	602	昭和22. 6. 10	平成29. 4. 1
12	天 妃	久米1丁目3番2号	0 0 0	0 28	63	4	10	2	635	昭和41. 1. 26	平成30. 4. 1
13	上 間	長田2丁目11番60号	0 0 0	15 30	56	4	13	2	1,018	昭和52. 1. 1	平成31. 4. 1
14	大 道	宇大道146番地1	0 0 0	18 19	26	3	10	2	596	昭和22. 4. 1	平成28. 4. 1
15	真 和 志	寄宮3丁目1番1号	0 0 0	0 20	54	3	10	2	857	昭和21. 2. 10	平成31. 4. 1
16	与 儀	与儀1丁目1番1号	0 0 0	0 20	32	3	8	2	857	昭和21. 2. 25	平成30. 4. 1
17	小 祿 南	小祿4丁目14番地1	0 0 0	0 30	55	3	11	2	411	平成2. 4. 1	平成30. 4. 1
18	久場川みらい	首里久場川町2丁目18番10	6 15 16	20 20	8	6	30	2	915	昭和41. 5. 28	令和2. 4. 1
19	宇栄原みらい	宇栄原4丁目17番地10号	6 17 18	20 18	0	5	29	2	913	昭和41. 8. 2	令和2. 4. 1
20	樋川みらい	樋川2丁目10番1	6 18 24	24 17	1	6	33	2	1202	昭和42. 7	令和2. 4. 1

公私連携型認定こども園

番号	園名	郵便番号	所在地	園児数			学級数	園舎(m ²)	創立年月日	移行年月日
				3歳	4歳	5歳				
1	城 東	903-0804	首里石嶺町2丁目74番地1	0	13	32	3	908	昭和46. 4. 8	平成31. 4. 1
2	安 謝	900-0003	安謝2丁目15番27号	0	16	33	3	1,010	昭和21. 6	平成31. 4. 1
3	曙	900-0002	曙2丁目18番2号	0	21	39	3	451	平成2. 4. 1	平成29. 4. 1
4	銘 茄	900-0004	銘茄2丁目3番20号	15	30	48	4	725	平成16. 11. 1	平成28. 4. 1
5	若 狹	900-0031	若狭3丁目11番1号	20	20	53	4	557	昭和34. 4. 1	平成28. 4. 1
6	神 原	900-0022	樋川2丁目7番1号	0	12	30	2	585	昭和35. 4. 6	平成30. 4. 1
7	城 岳	900-0023	楚辺2丁目1番1号	0	22	31	3	420	昭和22. 4. 10	平成30. 4. 1
8	垣 花	900-0027	山下町17番2号	0	16	16	2	880	昭和22. 4. 5	平成31. 4. 1
9	松 島	902-0061	吉島2丁目30番地12	15	27	53	4	471	昭和48. 4. 1	平成30. 4. 1
10	松 川	902-0062	松川1丁目7番1号	9	23	41	4	725	昭和34. 3. 27	平成30. 4. 1
11	識 名	902-0078	識名2丁目2番1号	18	24	57	4	520	昭和38. 4. 1	平成28. 4. 1
12	真 地	902-0072	字真地313番地	0	21	56	3	472	平成6. 4. 1	平成29. 4. 1
13	仲 井 真	902-0074	字仲井真173番地	0	26	65	4	704	昭和57. 1. 1	平成30. 4. 1
14	古 蔵	900-0024	古波蔵1丁目33番2号	0	29	76	4	1,041	昭和51. 1. 10	平成30. 4. 1
15	金 城	901-0155	金城4丁目3番地1	20	30	55	4	668	昭和60. 11. 1	平成29. 4. 1
16	小 祿	901-0152	字小祿1150番地	0	12	37	3	673	昭和23. 4. 1	平成31. 4. 1
17	さ つ き	901-0153	宇栄原1丁目12番1号	20	28	57	4	559	平成11. 11. 1	平成28. 4. 1
18	宇 栄 原	857-2088	字小祿1066番地	18	28	57	4	937	昭和47. 4. 1	平成31. 4. 1
19	高 良	851-9157	高良2丁目12番1号	0	19	70	3	1,018	昭和21. 2. 17	平成31. 4. 1

7) こども発達支援センター

国際障害者年記念事業として、1982年に開設し、市内在住の就学前の児童（発達に援助を必要とする児童、また、発達の気になる児童及び保護者）を対象とした相談・訓練事業及び療育事業を実施しています。子どもたちの発達を地域社会で支援する視点から子どもと保護者を支援する施設です。

所在地	那覇市鏡原町 10 番 40 号 (TEL858-5206 : FAX858-5246)
敷地面積	1,755.29 m ²
建物面積	685.27 m ²
建設費	12,550 万円
対象児童	市内在住者で、発達に支援を要する就学前児童
開館時間	月～金曜日、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで
休館日	土・日曜日、国民の祝日、慰霊の日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
事業内容	<p>○相談事業</p> <p>乳幼児健診や各教育保育施設・医療機関等などからの紹介、又は自発的に保護者から直接相談された発達の気になる子に対し、相談員、嘱託医師(小児科、精神科、児童精神科)、臨床心理士、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、保育士などの専門員が相談を行っています。</p> <p>*相談員及び臨床心理士等による発達相談・発達検査</p> <p>*嘱託医師による医療相談</p> <p>*親子わくわく教室 (事業開始 平成 25 年 4 月)</p> <p>発達が気になる子に対して、必要な支援につながるまでの期間、早期の支援を行います。</p> <p>(令和元年度実績) 2 クラス設置 実施回数 89 回</p> <p>参加人数 105 人 延べ参加人数 840 人</p> <p>○障害児通所支援事業 (児童福祉法による児童発達支援及び保育所等訪問支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 (就学前の在宅の乳幼児を対象とする親子通園) 子どもが発達について保護者と共に考え、子どもに対する正しい理解と知識を深めると共に個別プログラムを作成し、個々の子どもに合った療育を行います。 ・保育所等訪問支援 訪問支援員が保育所等を訪問し、対象児が集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行います。 <p>○訓練事業</p> <ul style="list-style-type: none"> *理学療法・運動発達に支援を要する子どもに対し、理学療法士による相談・訓練を行います。 *言語療法・ことばの発達に支援を要する子どもに対し、言語聴覚士による相談・訓練を行います。 *作業療法・日常生活動作や手先の不器用さのある子どもに対し、作業療法士による相談・訓練を行います。 <p>○職員研修</p> <p>発達障がいに対する知識と理解を深めるために、発達支援児の療育に携わる職員を対象に研修会を開催しています。</p> <p>○発達支援保育事業</p> <p>発達支援保育を希望する児童の通う教育保育施設を巡回相談専門員やセンター職員(各専門職)が訪問し、相談・支援をします。また、発達支援保育合同学習会などを開催し、発達支援保育に携わる保育者の知識の向上につなげます。</p> <p>(令和元年度実績)</p> <p>巡回相談： 延べ人数 556 人 延べ訪問園数 349 園 訪問日数 248 日</p> <p>発達支援保育合同学習会： 発達支援保育担当保育士研修 (5 日)</p> <p>発達支援保育に関する学習会 (3 回)</p> <p>○児童施設訪問支援(事業開始 平成 25 年 4 月)</p> <p>児童施設での気になる子に対する支援の充実のために、施設長の依頼を受けて施設を訪問し、スタッフに対し必要な専門的支援を行います。</p> <p>(令和元年度実績) 訪問支援数： 149 施設 338 人</p>

令和元年度 主な事業実績

(件数：理学は延べ人数)

事業	相談事業			言語相談・訓練	理学訓練
	相談受付	発達相談・検査	こころの医療相談		
男	289	292	123	219	160
女	104	90	33	81	141
計	393	382	156	300	301

(人數)

事業	障害児通所支援事業	
	児童発達支援事業	保育所等訪問支援事業
	延べ人數	延べ人數
男	1,565	4
女	556	2
計	2,121	6

相談件数の推移 (相談の種類別人數) ※言語・理学は延べ人數

年度別	相談	発達検査	こころの医療相談	言語相談・訓練	理学相談訓練
平成 27 年度	258	304	107	987	662
平成 28 年度	268	215	100	998	586
平成 29 年度	315	288	146	956	616
平成 30 年度	331	351	152	773	526
令和元年度	393	382	156	665	371

相談件数の推移 (年齢別人數)

年度別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上	計
平成 27 年度	2	15	64	69	54	38	16	258
平成 28 年度	6	11	67	61	58	55	10	268
平成 29 年度	8	16	87	64	73	48	19	315
平成 30 年度	5	16	78	82	75	58	17	331
令和元年度	5	21	84	91	86	76	30	393

相談件数の推移 (相談の内容別人數)

年度別	発達の遅れ	ことばの遅れ	運動発達の遅れ	行動上の問題	発音・吃音	コミュニケーション	その他	計
平成 27 年度	43	73	3	74	44	16	5	258
平成 28 年度	42	83	12	86	35	8	2	268
平成 29 年度	55	78	20	103	42	15	2	315
平成 30 年度	34	92	11	128	47	14	5	331
令和元年度	25	134	11	112	55	50	6	393

令和元年度 児童発達支援事業（年齢別） (令和2年3月30日時点人数)

性別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上	総数
男	1	1	0	14	4	1	0	21
女	0	1	5	2	2	2	0	11
総数	1	2	5	16	6	3	0	32

令和元年度 児童発達支援事業（障がい別状況） (令和2年3月30日時点人数)

障がいの分類	身体	知的	発達	言語	聴覚	視覚	その他	合計
男	1	2	12	2	0	0	4	21
女	1	3	4	0	0	0	3	11
合計	2	5	16	2	0	0	7	32

8) 特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいを有する児童を養育している者に、特別児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉向上を図ることを目的としています。

この手当の支給対象となる障がい児とは、20歳未満で法に定める程度の障がいの状態にあるものをいいます。

手当は、支給の対象となる障がい児を監護する父若しくは母、又は父母にかわって児童を養育しているものに支給され、所得による支給の制限があります。

障がいの程度が1級の場合一人につき52,500円、2級の場合には児童一人につき34,970円支給されます。
(金額については令和2年4月～)

特別児童扶養手当受給世帯数

(単位：世帯)

区分年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
世帯数	1,176	1,243	1,301	1,386	1,478

注 各年度とも12月31日現在。

9) 子育て家庭への支援

① 利用者支援事業（平成30年7月より実施）

子育て世代包括支援センター「ら・ら・らステーション」

一人一人の子どもが健やかに成長することができるよう地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保険その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

○実施事業施設

子育て世代包括支援センター「ら・ら・らステーション」		
	利用者支援事業（母子保健型）	利用者支援事業（基本型）
実施場所	那覇市保健所2階 地域保健課	那覇市役所3階 こどもみらい課
所在地	那覇市与儀1-3-21 地域保健課2番窓口	那覇市泉崎1-1-1 3階48番窓口
時間	月～金 祝祭日除く 8時30分～17時15分	月～金 祝祭日除く 8時30分～17時15分
対象者	妊娠期から産前、産後	就学前の児童の子育て世代
対応	電話、窓口、訪問	電話、窓口、LINE
対応する職員	母子保健コーディネーター（保健師）	利用者支援専門員（保育士）

○利用実績 こどもみらい課 子育て世代包括支援センター（基本型）らららステーション

相談件数		相談延べ人数
平成 30 年度	629 件	641 人
令和元年度	739 件 (内 LINE 相談 150 件)	741 人 (内 LINE 相談 137 人)
令和 2 年度 4 月～9 月	433 件 (内 LINE 相談 121 件)	419 人 (内 LINE 相談 113 人)

②那覇市ファミリー・サポート・センター事業（平成 16 年より実施）

地域において育児の援助を行いたい者、援助を受けたい者が会員制相互援助活動を行うことにより、勤労者等が仕事と育児を両立し、安心して働くことができるような環境づくりに資するとともに、地域の子育て支援を行い、もって勤労者等の福祉の増進及び児童の福祉の向上を目的とする。平成 24 年度から、病児・緊急対応強化事業を開始し、病気の回復期等で集団になじまないこどものあずかりなど、子育てにおける臨時の・緊急的・突発的なニーズに対応している。那覇市総合福祉センター内に事務局を設置し、那覇市社会福祉協議会が事業運営しています。

○ 事業実施施設

所在地	那覇市金城 3-5-4（事務局：那覇市社会福祉協議会）
開設當年月日	平成 16 年 1 月 4 日
連絡先	098-857-8991 FAX098-859-8388
開所時間	月～金曜日 9 時 00 分～18 時 00 分
上記時間外連絡先	携帯：080-1791-6272

○利用料金

①月～土曜日（祝日を除く）7 時 00 分～19 時 00 分	1 人当たり 1 時間につき 600 円
②月～土曜日（祝日を除く）①の時間以外	1 人当たり 1 時間につき 700 円
③日曜日・祝日・慰靈の日・年末年始 7：00～21：00	1 人当たり 1 時間につき 700 円
病児緊急対応強化事業	
①月～土曜日（祝日を除く）7 時 00 分～19 時 00 分	1 人当たり 1 時間につき 700 円
②月～土曜日（祝日を除く）①の時間以外	1 人当たり 1 時間につき 800 円
③日曜日・祝日・慰靈の日・年末年始 7：00～21：00	1 人当たり 1 時間につき 800 円
宿泊 21：00～7：00	1 人当たり 1 時間につき 500 円

○ 利用実績

平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 31 日)	活動件数 7,878 件	会員数 2,858 人 (依頼会員 2,498 人 協力会員 294 人 両方会員 66 人)
令和元年度 (令和 2 年 3 月 31 日)	活動件数 6,998 件	会員数 2,939 人 (依頼会員 2,616 人 協力会員 276 人 両方会員 47 人)

③乳幼児健康支援一時預かり事業（平成 8 年より実施）

保育所等に通所中の乳幼児及び児童等が病気又は病気の回復期にあるため集団保育等が困難で、保護者の勤務などの都合、疾病、事故、出産、冠婚葬祭等、家庭での育児ができない場合、病院等に付設された専用スペースで看護士・保育士が一時的にその乳幼児、児童を預かる事業です。保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的としています。

・利用期間

原則として 7 日まで、但し必要に応じて 7 日を越えて一時預かりを行うことができます。

○ 実施施設

- ・安謝小児クリニックこどもディケアセンター（事業開始：平成8年4月1日）
- ・こくらクリニック小児健康支援センター（事業開始：平成11年8月2日）
- ・母子生活支援センターさくら（事業開始：平成15年8月1日）

④短期入所生活援助事業（母子生活支援センターさくら、事業開始：平成15年8月27日）

児童を養育している家庭の保護者が疾病、事故、出産、冠婚葬祭、親族の疾病等による看護・介護等の事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、施設において一時的に養育することにより、これらの児童及び家庭の福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

対象年齢：2歳～12歳、緊急一時的に保護を必要とする母子

利用期間：原則として7日まで

令和元年度利用実績：延べ人数 144人 延べ日数 704日

⑤こども医療費助成事業

本事業は、子どもの医療費の一部を助成することにより、その保健の向上を図り、もって子どもの健やかな育成に寄与することを目的とし、1993年4月1日（平成5年度）からスタートしています。

1 経緯	<p>本事業は、平成5年度に本市単独の事業として1歳未満児の医療費に係る自己負担額の2分の1（ただし、附加給付金・高額療養費があれば控除後の2分の1）を助成し実施したのであるが、翌6年度からは県において市町村助成額の2分の1を負担するとされたため、市としても医療費自己負担額の全額を助成した。</p> <p>平成11年10月1日の診療分から対象範囲を、1歳未満児から3歳未満児に拡大。平成14年10月に保険制度の改革で3歳未満児の自己負担が3割から2割に引き下げられたため、平成15年1月診療分から市単独で3歳・4歳児の入院・食事療養費分の医療費助成拡大。</p> <ul style="list-style-type: none">・平成15年10月診療分より3歳・4歳児の入院分が県の補助対象になったことに伴い、平成16年1月診療分より5歳児の入院分・食事療養費分を市単独で助成拡大。・平成19年12月1日より、県補助対象年齢拡大に伴い、入院・外来の医療費助成を4歳に達する日の属する月の末日まで、入院の医療費助成を小学校就学前まで拡大。同時に県の補助基準に沿い、保護者の所得に応じた助成制限を導入。・平成21年4月診療分より、入院医療費の助成対象を市単独で中学校卒業まで拡大、それに伴い名称を「乳幼児医療費助成」から、「こども医療費助成」へ変更。・平成24年10月診療分より、県の補助基準に沿い、保護者の所得による助成制限を廃止。・平成25年4月診療分より、3歳児の外来医療費一部負担金の算定方法変更（総合病院の診療ごとの一部負担金を廃止し、医科と歯科別のみの計算へ）・平成26年1月診療分より、助成申請方法に新方式（自動償還方式）を導入。・平成27年10月診療分より、通院の医療費助成を就学前までに拡大。・平成28年10月診療分より、医療費の支払いが困難な場合に利用することができる「こども医療費貸付制度」を開始。・平成30年10月診療分より、就学前児童において現物給付方式（窓口無料化）を導入し、3歳以上の就学前児童の外来受診について、1月1医療機関につき1,000円の自己負担を廃止。
------	--

2 対象者	医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者であり、かつ本市に住所を有する子どもの保護者(生活保護法・母子及び父子家庭等医療費助成(学齢に達した者)・那覇市重度心身障がい者医療費助成等による給付対象となる子どもは除く)。
3 助成の範囲	通院：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの医療費の自己負担分 入院：中学校3年生までの医療費の自己負担分 (入院時食事療養費及び高額療養費や附加給付金等他から給付される額を除き助成します。)
4 請求期間	診療月の翌月1日から2年以内 ※平成30年9月診療分までは診療月の翌月から1年以内
5 助成の方法	現物給付、自動償還、償還払い

年度別子ども医療費助成状況

年 度	資格認定期数(件)	助成児童数(延べ)	助成(支給)額(円)
平成26年度	4,666	96,131人	448,116,492
平成27年度	5,324	100,733人	420,937,337
平成28年度	4,916	131,437人	479,783,270
平成29年度	4,624	130,352人	481,924,429
平成30年度	4,563	133,955人	498,899,688
令和元年度	5,689	143,153人	593,716,855

⑥児童手当制度

1. 児童手当の目的

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的としています。沖縄県では、本土復帰した昭和47年5月15日から施行されました。

2. 児童手当のしくみ

○支給対象となる児童

日本国内に住所を有する中学校修了前の児童

※児童は、国内であれば市外に住んでいてもかまわない。

※教育を受けることを目的として海外に居住している児童については、厚生労働省令で定める一定の要件を満たす場合にのみ支給が受けられる。

○支給対象者

① 父母等

中学校修了前の児童(施設入所等児童を除く。以下②及び③において同じ。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するもの

② 父母指定者

日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している中学校修了前の児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者のうち、当該中学校修了前の児童の生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの。

- ③ 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない中学校修了前の児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの
- ④ 里親及び児童が入所する児童福祉施設等の設置者

○所得制限

支給対象者の前年の所得(1月から5月までの児童手当については前々年の所得)が、所得限度額未満の場合は児童手当が、所得限度額以上の場合は特例給付が支給される。

扶養親族等の数(人)	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0	622	833.3
1	660	875.6
2	698	917.8
3	736	960
4	774	1002.1
5	812	1042.1

※収入額の目安は、給与収入のみで計算。

※以後扶養親族等が1名増えるごとに38万円(老人であるときは44万円)を加算した額となる。

※所得の計算方法は、児童手当法施行令第3条で定められた方法による。

○児童手当及び特例給付の額

	(支給対象年齢)	(支給月額)
児童手当	0歳～3歳未満	15,000円(一律)
	3歳～小学校修了前	10,000円(第1子・第2子) 15,000円(第3子以降)
	中学生	10,000円(一律)
特例給付		5,000円(一律)

○手当の支給

児童は、届出をした日の属する月の翌月分から支給され、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。手当の支給は、6月に2月分から5月分、10月に6月分から9月分、2月に10月分から1月分が支給される。

○令和元年度支給実績

手当区分	3歳未満	支給対象児童延べ人数(人)			支給額(千円)	
		3歳以上小学校修了前		中学生		
		第1・2子	第3子以降			
児童手当	85,007	234,106	63,101	95,085	5,513,530	
特例給付	4,092	16,200	4,289	8,386	164,835	
計	89,099	250,306	67,390	103,471	5,678,365	

10) 児童厚生施設

① 児童館、くもじ・にじいろ館（緑ヶ丘公園内集会所）

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設です。

また、くもじ・にじいろ館は久茂地児童館の機能移転として緑ヶ丘公園内に設置された施設です。児童館機能に加え、地域支援機能、公園管理機能を併せ持った施設です。

《利用案内》

開館時間 午前10時～午後6時

休館日 慽霊の日・国民の祝日（子どもの日を除く）・年末年始（12月29日～1月3日）

・第3日曜日

対象者 市内に在住する児童（0才から18才未満）ただし、小学生未満は保護者同伴

利用手続 直接児童館で利用者登録を行い、利用できます。（登録受付は随時おこなっています）

建物の概要

区分 児童館名	電話	所在地	敷地面積 (m ²)	建物構造	建物面積 (m ²)	開館年月
久場川児童館	886-5674	那覇市首里久場川町2丁目18番地	—	鉄筋コンクリート造り2階建て	324.54	昭和53年5月
若狭児童館	867-7266	那覇市若狭3丁目18番1号	—	鉄筋コンクリート造	348.76	昭和54年4月
壺屋児童館	863-8682	那覇市壺屋1丁目5番13号	433.61	鉄筋コンクリート造4階建て	756.76	昭和58年5月
小禄児童館	857-5377	那覇市字小禄5丁目4番地2	—	鉄筋コンクリート造2階建て	457.42	昭和59年5月
識名児童館	854-9656	那覇市識名2丁目5番5号	2,100.0	鉄筋コンクリート造	498.94	昭和60年1月
国場児童館	855-2696	那覇市字国場353番地	871.0	鉄筋コンクリート造	402.58	昭和61年5月
大名児童館	917-4069	那覇市首里大名町2丁目75番地	1,110.0	鉄筋コンクリート木造瓦葺き2階建て	559.86	平成4年7月
金城児童館	859-0099	那覇市金城3丁目5番地4	那覇市総合福祉センター内		322.5	平成7年4月
安謝児童館	862-4341	那覇市安謝2丁目15番1号	安謝福祉複合施設 ふれあいゾーナ内		400.62	平成10年4月
古波蔵児童館	831-6786	那覇市字国場1169番地4	—	鉄筋コンクリート造4階建1階部分	263.68	平成15年4月
くもじ・にじいろ館	862-1889	那覇市牧志1丁目6番55号 緑ヶ丘公園内	575.90	鉄筋コンクリート造	299.51	平成30年7月

令和元年度児童館利用者数(人)

	久場川児童館	若狭児童館	くもじ・にじいろ館	壺屋児童館	小禄児童館	識名児童館	国場児童館	大名児童館	金城児童館	安謝児童館	古波藏児童館	合計
合計	35,879	24,179	13,388	14,998	25,663	26,221	21,352	18,215	38,930	38,331	14,062	271,218

② 児童遊園

本市では、国際児童年の記念事業として昭和55年5月に那覇市石嶺記念児童遊園を開園し、その後、昭和56年3月に植栽等の修景整備をおこないました。同施設は児童の健全育成を目的とした児童のための遊び場です。

《施設概要》

○那覇市石嶺記念児童遊園

所在地 那覇市首里石嶺町4丁目392番地

施設規模 2,400m²

設備内容 広場、水飲み場、便所、掲示板、遊具（鉄棒、太鼓はしご、滑り台）

開園年月日 昭和55年5月31日

1 1) 放課後児童健全育成事業

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、児童厚生施設や学校等の施設を利用して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的に「放課後児童クラブ」が設置されています。令和2年4月1日現在、那覇市内には98の放課後児童クラブがあります。

・那覇市内の放課後児童クラブ一覧表

	児童クラブ名	電 話	所 在 地
1	小禄児童クラブ	857-1718	宇田原301-3 レジデンスAKAMINE 1-A
2	高良児童クラブ	858-2460	高良2-12-1 高良小学校内
3	なかいま児童クラブ	854-5289	字仲井真173 仲井真小学校敷地内
4	城西児童クラブ	886-6006	首里真和志町1-5 城西小学校内
5	城南児童クラブ	884-6159	首里崎山町4-35-2 城南小学校内
6	群星児童クラブ	857-2010	小禄5-4-2 小禄児童館2階
7	城北児童クラブ	887-3996	首里久場川町2-18 久場川児童館隣接
8	石嶺児童クラブ	886-9606	首里石嶺町4-360-8 石嶺こども園 2階
9	末吉児童クラブ	080-6482-9016	古島2-29-4 嘉手納アパート 101号室
10	城岳児童クラブ	854-6333	楚辺2-1-1 城岳小学校内 2F
11	古波藏児童クラブ	833-0868	古波藏 1-33-3
12	上間児童クラブ	855-1785	長田2-11-60 上間小学校内
13	真和志児童クラブ	854-6414	寄宮3-1-1 真和志小学校内
14	安謝児童クラブ	866-3124	安謝2-15-1 ふれあいプラザ内2F
15	はぐくみ児童クラブ	858-2255	字小禄1066 宇栄原こども園2階
16	大名児童クラブ	884-8733	首里大名町1-49 大名小学校内

17	神原児童クラブ	836-6910	桶川12-7-1 神原小学校内
18	曙児童クラブ	867-4182	曙2-18-1 曙小学校内
19	松川児童クラブ ひばり校	090-1948-0467	松川11-7-1 松川小学校内
20	金城児童クラブ	858-2611	金城3-5-4 那覇市総合福祉センター1F
21	垣花児童クラブ	851-7230	山下町17-1 垣花小学校内
22	あすなろ児童クラブ	854-1725	識名1279-1 大三アパート103
23	城東児童クラブ	884-2419	首里石嶺町2-198-10
24	大道児童クラブ	884-8546	大道146-1 大道小学校内 1F
25	若狭児童クラブ	864-1479	若狭2-16-1 若狭小学校 C棟1階
26	たばる児童クラブ	857-1714	田原3-12-4
27	識名児童クラブ	834-0973	識名1-15-2
28	泊児童クラブ	864-2899	泊2-23-10 泊小学校内
29	与儀児童クラブ	836-2269	与儀1-1-3 与儀小学校内
30	小禄南児童クラブ	858-3637	字小禄583 ファミリーマンションA4
31	はなぞの児童クラブ	859-1544	具志1-19-16
32	わかめ児童クラブ	917-5021	首里石嶺町3-325
33	こざくら児童クラブ	885-4554	首里大中町1-5-9 こざくら保育園2階
34	開南児童クラブ	861-7040	泉崎1-1-6 開南小学校内1F
35	壺屋児童クラブ	868-6760	牧志3-14-12 壺屋小学校内
36	めかる児童クラブ	866-1356	銘苅3-16-32
37	なは小児童クラブ	070-5417-4150	前島1-7-1 那覇小学校内
38	にこにこ児童クラブ	080-1765-5627	真嘉比1-17-2 真嘉比小学校内
39	めかるっ子児童クラブ	090-6860-8348	銘苅3-3-1 てんとう虫公園新都心自治会内
40	ひまわり児童クラブ	090-1179-3433	安謝2-15-1 安謝児童館内 2F
41	第2城東児童クラブ	887-0721	首里石嶺町2-198-1
42	泊キッズ児童クラブ	863-6706	泊1-19-16
43	みやび児童クラブ	988-4993	安謝1-8-23 3階
44	汀良児童クラブ	911-3937	首里汀良町3-111-1 汀良市営住宅1棟107号
45	さくら児童クラブ	080-6482-7618	古波蔵1-30-1
46	あめく児童クラブ	080-6494-8119	天久1-4-1 天久小学校内
47	あめくホップ児童クラブ	090-6857-8783	天久2-1-6 201号室
48	あめくトップ児童クラブ	080-6491-5768	天久2-8-23
49	あめくジャップ児童クラブ	080-6499-3197	天久2-1-6 1階
50	長田児童クラブ	854-8741	長田2-17-18 スカイピアM2F
51	ながやま児童クラブ	861-3347	泊1-14-18
52	かいせい児童クラブ	882-3791	首里石嶺町4-390
53	オレンジ児童クラブ	859-2391	田原1-8-3
54	緑児童クラブ	858-4981	字小禄580メゾンU 2階
55	う一まく一児童クラブ	831-6560	古波蔵3-7-25邁進ビル3階
56	泊スマイル児童クラブ	943-3003	泊2-7-11 マエシロアパート 1階

57	首里児童クラブ	927-4715	首里石嶺町1-94-7
58	第2たばる児童クラブ	987-1580	赤嶺1-9-19 1階
59	第二汀良児童クラブ	911-3937	首里石嶺町2-74-1城東小学校内
60	第2小禄児童クラブ	070-5271-1718	宇田原301-3 レジデンスAKAMINE1-B
61	なないろ児童クラブ	882-1100	真嘉比1-1-10
62	ともだちや児童クラブ	988-4004	首里山川町1-51 川上ビル4階
63	さくら岡児童クラブ	851-3361	小禄1474-7
64	天妃のびのび児童クラブ	070-5415-6374	西1-10-13
65	やるき・げんき児童クラブ	070-5275-1015	長田2-9-34
66	すずのね児童クラブ	070-5817-3322	宇栄原2-8-7
67	高良たんぽぽ児童クラブ	857-1878	高良2-4-21
68	なはっ子児童クラブ	080-6484-9238	前島1-19-7 1階
69	らいおんキッズクラブ	996-1057	金城5-16-11
70	風のうた児童クラブ	080-6485-1486	宇安謝48
71	めかる第3児童クラブ	090-6860-7866	銘苅3-2-20 102号
72	あめく第5児童クラブ	080-6499-3194	天久2-9-9 3階
73	童夢児童クラブ	833-3415	繁多川2-14-7 繁多川ハイツ302号
74	城児童クラブ	080-8352-9494	与儀319 常アパート201
75	沖縄YMC A児童クラブ	832-6817	壺屋2-17-3
76	サニーハート児童クラブ	080-9141-1525	金城2-17-7クラウディア101号
77	さくらっ子児童クラブ	080-9850-4182	安謝207番地
78	あやめ学童	080-3701-1693	小禄4-11-14
79	いしみね子ども児童クラブ	887-6531	首里石嶺町3-219-1
80	第二はぐくみ児童クラブ	090-9788-0808	小禄1598-5 アルコハイツ202
81	松川児童クラブ エンゼル校	855-7078	松川3-2-1 松川共同住宅2001~2004
82	報徳児童クラブ	090-9789-4062	首里石嶺町1-53-2
83	いどばた学童クラブ	090-6857-9590	繁多川5-5-1 波平アパート1階
84	じどうくらぶKANASA	987-1616	首里石嶺町2-143-5 平敷氏店舗1階
85	わかば児童クラブ	987-4883	長田1-13-64 コーポ本部101・102号室
86	児童クラブ merry attic laputa	080-7539-8865	宇栄原1-1-40當間店舗1階
87	ハゲーラキッズクラブ	090-2392-4753	宇栄原1-23-14
88	ゆうゆう児童クラブ	090-3794-6058	前島1-2-19 1階
89	第2なはっ子児童クラブ	080-6498-1778	前島1-12-1
90	ともだちや児童クラブ きつね	987-6502	首里金城町1-51
91	学童保育カイカ堂 宇栄原校	851-3754	宇栄原1017-1F(平良アパート)
92	やるき・げんき児童クラブ2	070-5275-1015	長田1-16-3
93	末吉第2児童クラブ	080-6482-9014	古島2-29-5 まるみつ末吉ビル2-C

94	ちのしお学童クラブ	070-4401-0282	仲井真 400-5 201号
95	天妃のびのび児童クラブ 若狭教室	080-6498-7125	松山2-23-17 サンハイツ松山203
96	ともだちや児童クラブ ふくろう	090-5928-0192	首里山川町2-1
97	ていーだ児童クラブ	080-7590-5893	那覇市銘苅3-23-16 あ~とび~る302
98	第三はぐくみ児童クラブ	090-9788-0808	字小禄1432-14 コーポラス泉ヶ丘 201号室
	計98カ所		

・那覇市内の放課後児童クラブの受入児童数の推移

	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
クラブ数	79	81	86	91	98
受入児童数	3,900名	4,277名	4,603名	4,769名	4,895名
小学生児童数	19,934名	19,870名	19,778名	19,641名	19,641名
利用率	19%	21%	23.3%	24.3%	24.9%

2. 母子福祉（子育て応援課）

母子及び父子並びに寡婦福祉法において「全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成するために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする」とその理念がうたわれています。

児童の教育と家庭生活の安定向上を図るため、経済的、社会的にも責任と努力が求められているひとり親家庭の親等に対し、各種の相談や福祉資金の貸付を行うとともに、就労支援により、ひとり親家庭等の自立支援に努めています。

1) 児童扶養手当

児童の福祉の増進を図ることを目的とした児童扶養手当の支給は、これまで父親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の母又はその養育者が対象でしたが、ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から、児童を監護し、生計を同じくする父子家庭の父も対象となりました。沖縄県においては、昭和43年8月27日に制定され、昭和44年1月1日から施行されました。

○ 児童扶養手当の支給要件

児童扶養手当法における支給対象児童は、次に掲げるいずれかに該当する児童です。(児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。又は、20歳未満で一定の障がいの状態にある者をいう。)

- (イ) 父母が婚姻を解消した児童
- (ロ) 父又は母が死亡した児童
- (ハ) 父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- (ニ) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (ホ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (ヘ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ト) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (チ) 父又は母が裁判所からのDV保護命令をうけている児童

次のような場合は、手当を受けることができません。

児童が

- ①日本国内に住所を有しないとき。

②児童福祉施設への入所又は里親に委託されているとき。

③父又は母の配偶者(内縁関係を含む)に養育されているとき(父又は母の障がいを除く。)。

父、母又は養育者が

①日本国内に住所を有しないとき。

②父又は母が事実上の婚姻関係にあるとき(父又は母が一定の障害がある場合を除く)

支給額(令和2年4月~) (所得による制限があります。)

区分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童1人のとき	月額43,160円	月額43,150円~10,180円
児童2人のとき	上記に10,190円加算	上記に10,180円~5,100円加算
児童3人以上のとき	上記に1人につき6,110円加算	上記に1人につき6,100円~3,060円加算

児童扶養手当受給世帯及び児童数

(単位:人)

区分年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
世帯数	5,204	5,120	5,022	4,706	4,540
児童数	8,315	8,251	8,137	7,568	7,631

注:各年度とも3月31日現在。

2) 母子生活支援施設(平成15年8月1日 開所)

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のため生活を支援することを目的とする施設です。(児童福祉法第38条)

施設名	那覇市母子生活支援センターさくら
所在地	那覇首里鳥堀町4丁目99番地
敷地面積	1,797m ²
建築面積	783.6m ²
構造	鉄筋コンクリート造り3階建て
入所世帯数	20世帯

3) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付

配偶者のいない女子で現に児童を扶養している母子世帯や、配偶者のいない男子で現に児童を扶養している父子世帯、また児童が20歳をこえ母子福祉の対象とならなくなった寡婦世帯に対し資金の貸付を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童や児童に準ずる者(20歳以上の大学生等)に対して福祉を増進するための制度です。

- 母子福祉資金貸付対象者・・・
- 1 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者
 - 2 配偶者のない女子に現に扶養されている児童(要法定代理人同意)
 - 3 母子福祉団体
 - 4 父母のない児童(要法定代理人同意)

- 父子福祉資金貸付対象者・・・
- 1 配偶者のない男子で現に児童を扶養している者
 - 2 配偶者のない男子に現に扶養されている児童(要法定代理人同意)
 - 3 父子福祉団体
 - 4 父母のない児童(要法定代理人同意)

- 寡婦福祉資金貸付対象者・・・
- 1 寡婦

- 2 寡婦に扶養されている20歳以上である子
 3 母子福祉団体

令和元年度貸付金新規申込状況及び貸付状況

区分 資金種 別	母子福祉資金					父子福祉資金					寡婦福祉資金				
	新規 申込 状況	貸付状況			貸付 不承認 件数	新規 申込 状況	貸付状況			貸付 不承認 件数	新規 申込 状況	貸付状況			貸付 不承認 件数
		新規分	継続分	合計			新規分	継続分	合計			新規分	継続分	合計	
	件数 A	件数 B	件数	件数	C A-B	件数 D	件数 E	件数	件数	F D-E	件数 G	件数 H	件数	件数	I H - G
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	16	16	50	66	0	4	4	1	5	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	2	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	1	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	15	15	0	15	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	37	37	54	91	0	7	7	1	8	0	0	0	0	0	0

母子父子寡婦福祉資金貸付の概要

令和2年4月1日適用

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期間	利率	違約金
事業開始資金	事業を開始するのに必要な経費	個人 2,930,000円 団体 4,410,000円 複数の母子家庭が共同して起業する場合の限度額は団体に準拠)		貸付の日から 1年間	据置期間経過後 7年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注1)	延滞元利金額につき年三%
事業継続資金	事業を継続するのに必要な経費	個人 1,470,000円 団体 1,470,000円		貸付の日から 6ヶ月	据置期間経過後 7年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注1)	
修学資金	高校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に修学するのに必要な経費	学校別等の詳細については、別表「修学資金貸付限度額(月額)一覧表①」参照。一定以上の所得がある場合は、別表「修学資金貸付限度額(月額)一覧表②」参照。	就学期間中	当該修学を終了後 6ヶ月	据置期間経過後 20年以内 専修学校(一般) 5年以内	無利子	
技能習得資金	事業を開始し、又は就職するため必要な知識技能を習得するのに必要な経費	一般月額 68,000円 特別一括 816,000円(12ヶ月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中 5年を越えない範囲	知識技能習得後 1年	据置期間経過後 20年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注1)	
修業資金	扶養している子が事業を開始又は就職するため必要な知識技能を習得するのに必要な経費	月額 68,000円 運転免許 460,000円 (注)就業施設で知識、技能習得中の児童が 18歳に達した日以降の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中 5年を越えない範囲	知識技能習得後 1年	据置期間経過後 20年以内	無利子	
就職支度資金	就職に際し必要な経費及び通勤用自動車等を購入する資金	1回につき 100,000円 特別分 330,000円		貸付の日から 1年間	据置期間経過後 6年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注1)	

医療介護資金	医療又は介護を受けるために必要な資金	医療 340,000 円 (特別分 480,000 円) 介護 500,000 円:		医療又は介護を受ける期間後 6 ヶ月	据置期間経過後 5 年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注 1)
生活資金	知識技能を習得している期間、医療若しくは介護を受けている期間、母子家庭等になって間もない世帯の生活が安定するまでの期間（7 年未満）又は失業期間（1 年未満）の生活を維持するために必要な資金	一般月額 105,000 円 技能月額 141,000 円 生活安定期間の貸付は、配偶者のないものとなつた事由の生じたときから 7 年を経過するまでの期間中、月額 105,000 円、合計 2,520,000 円を限度とする。また生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,260,000 円を限度として貸付けることができる。	知識技能を習得する期間中 5 年以内 医療又は介護を受けている期間中 1 年以内 離職日の翌日から 1 年以内	知識技能習得期間・医療又は介護期間・失業貸付期間及び生活安定貸付期間の満了後 6 ヶ月	据置期間経過後 技能習得 20 年以内 医療又は介護 5 年以内 生活安定貸付 8 年以内 失業 5 年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注 1)
住宅資金	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	一般 1,500,000 円 特別分 2,000,000 円		貸付の日から 6 ヶ月	据置期間経過後 6 年以内 (特別 7 年以内)	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注 1)
転宅資金	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000 円		貸付の日から 6 ヶ月	据置期間経過後 3 年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注 1)
就学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	別表「就学支度資金貸付限度額一覧表」参照。		6 ヶ月	据置期間経過後 20 年以内 (専修学校 一般課程・ 修業施設： 据置期間経過後 5 年以内)	無利子
結婚資金	扶養している子（孫、曾孫等を含む）の結婚に際し必要な経費	結婚する子 1 人につき 300,000 円		貸付の日から 6 ヶ月	据置期間経過後 5 年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注 1)

(注 1)連帯保証人：貸付金の種類によっては、借受人と連携して債務を負担する連帯保証人を立てることによって無利子で貸付を受けることができるが、連帯保証人を立てず有利子を選択することも可能(ただ

し、連帯保証人同等の償還能力があると判断された場合に限る。)。

(注 2) 違約金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかった時は、その翌日から納入した当日までの日数を計算して請求します。平成 27 年 3 月 31 日までの滞納分は元利金につき年 10.75%、平成 27 年 4 月 1 日以降滞納分は元利金につき年 5%。令和 2 年 4 月 1 日以降滞納分は元利金につき年 3%。

修学資金貸付限度額(月額)一覧表①

(単位：円)

学校等種別／学年			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	78,000	78,000			
	私立	自宅通学のとき	89,000	89,000			
		自宅外通学のとき	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	96,500	96,500			
	私立	自宅通学のとき	93,500	93,500			
		自宅外通学のとき	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅通学のとき	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学のとき	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			49,500	49,500			

修学資金貸付限度額(月額)一覧表②

(単位：円)

学校等種別／学年			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	77,500	77,500			
	私立	自宅通学のとき	84,500	84,500			
		自宅外通学のとき	108,500	108,500			
短期大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	86,500	86,500			
	私立	自宅通学のとき	86,500	86,500			

		自宅外通学のとき	110,500	110,500			
大学	国公立	自宅通学のとき	69,500	69,500	69,500	69,500	
		自宅外通学のとき	92,500	92,500	92,500	92,500	
	私立	自宅通学のとき	95,000	95,000	95,000	95,000	
		自宅外通学のとき	121,000	121,000	121,000	121,000	
大学院	修士課程	132,000	132,000				
	博士課程	183,000	183,000	183,000			
専修学校(一般課程)			49,500	49,500			

就学支度資金貸付限度額一覧表

(単位：円)

学校等種別			限度額
小学校			64,300
中学校			81,000
高等学校	国公立	自宅通学	150,000
		自宅外通学	160,000
専修学校（高等課程）	私立	自宅通学	410,000
		自宅外通学	420,000
専修学校（一般課程）		自宅通学	150,000
		自宅外通学	160,000
大学 短期大学 高等専門学校 専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学	410,000
		自宅外通学	420,000
	私立	自宅通学	580,000
		自宅外通学	590,000
大学院	国公立		380,000
	私立		590,000
修業施設等（高卒者）		自宅通学	272,000
		自宅外通学	282,000

4) ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等日常生活支援事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦(以下「ひとり親家庭等」という。)が一時的に生活援助、子育て支援が必要な場合、若しくは生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣し、その生活を支援し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする事業です。

○事業の委託先	公益社団法人 那覇市母子寡婦福祉会
○対象家庭	<p>(1)ひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育のサービスが必要な家庭及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭とする。</p> <p>(2)未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭</p>

○実施場所	①生活援助 被生活援助者(ひとり親家庭等)の居宅 ②子育て支援 ア) 被生活援助者(ひとり親家庭等)の居宅、イ) 家庭生活支援員の居宅、ウ) 講習会等職業訓練を受講している場所、エ) 児童館、母子生活支援施設等母子家庭等の利用しやすい適切な場所
○費用の負担	下記の日常生活支援事業費用負担基準により派遣等に要した費用を負担
○支援の内容	(1)乳幼児の保育(2)食事の世話(3)住居の掃除(4)身の回りの世話(5)生活必需品等の買物(6)医療機関等への連絡(7)その他必要な用務
○申請手続き	(1) ひとり親家庭等日常生活支援申請書を那覇市子育て応援課へ提出。 (2) 派遣決定後申請人へ登録票が送られる。 (3) 登録された申請人は必要なときに、委託先へ家庭生活支援員派遣を要請する。 (4) 要請を受けた委託先は派遣を決定し、派遣する。
○実施上の留意点	①単位 1 時間を 1 単位とする ②ひとり親家庭等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、夜間にも対応できるようにする。また、子育て支援については、深夜から引き続き早朝まで預かりを実施した場合には宿泊として取り扱うものとする。 ③日数は、当該ひとり親家庭等において、現に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲で決定する。

日常生活支援事業費用負担基準

利用世帯の区分 生計中心者の前年(1月から5月までの間にあつては、前々年の所得)	利用者の負担額 (1時間あたり)	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯	0 円	0 円
市町村民税非課税世帯	70 円	150 円
児童扶養手当支給水準の世帯	150 円	300 円
前記以外の世帯		

※子育て支援については

- ① 宿泊した場合の負担額は8時間分とし、児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額とする。
- ② 児童数に応じた負担額とし、2人以上の児童1人につき児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額を加算する。
- ③ 派遣回数は原則として1世帯につき年間80時間を限度としている。

5) 助産施設入所の制度

助産施設入所制度とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けられない妊娠婦を入所させて助産を受けさせる制度です。

出産育児一時金の支給を受ける方については、その世帯の所得に応じて自己負担金が発生します。

6) 母子及び父子家庭等医療費助成事業

母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るための事業です。平成30年4月診療分から自動償還方式が導入されました。

(対象となる者)

本市の区域内に住所があり、医療保険に加入している者で、次のものが対象となります。

- 母子家庭の児童とその児童を監護する母
- 父子家庭の児童とその児童を監護する父
- 養育者が養育する父母のいない児童

※児童とは、18歳に達した日以後の最初の3月末日までの間にある者。

※ 父又は母の障がい等により、母子及び父子家庭に準ずると認められる家庭を含む。

(対象としない者)

- 生活保護を受けている者
- 児童福祉施設等に入所している者
- 里親等に委託されている者
- 重度心身障がい者医療費助成、こども医療費助成事業の対象となる者
- 公費負担医療の対象となる者及び交通事故等による第三者からの賠償として医療を受けられる者
- 申請者、その配偶者（障がいのある者）、同居の扶養義務者の所得が所得制限額（児童扶養手当に準ずる）を超えるときは対象になりません。

(受給資格認定申請の手続きに必要なもの)

○戸籍謄本、所得証明書（児童扶養手当用）、健康保険証、預金通帳、印鑑、その他（詳しくは担当窓口へお問い合わせ下さい。）

※受給資格要件に該当した場合は、資格認定申請手続きの日から助成対象となります。（認定後は毎年、現況届が必要です。）

(助成の範囲及び助成金支給申請の方法)

○各医療保険診療に係る自己負担分から一部負担金を控除した額が助成対象になります。

（他の法律で負担する分、各保険による附加給付分、高額療養費の分は除かれます）

一部負担金 通院の場合：1人1ヶ月1診療機関につき 1,000 円

※受給者は病院等で受診の後、保険証とともに母子及び父子家庭等医療費受給資格者証を提示して自己負担額を支払ってください。後日、登録している口座に助成金を振り込みます。（自動償還方式）

※上記の自動償還方式が利用できない病院の場合、受給者は病院等で受診の後、自己負担額を支払って「領収書」の交付を受け、子育て応援課の担当窓口で助成金支給申請書にその「領収書」を添付して助成金の支給申請をします。（償還払い方式）

※助成金支給申請期間は診療を受けた月の翌月1日から2年以内です。

令和元年度母子及び父子家庭等医療費助成実績

助成対象世帯数 4,549 世帯 助成件数 75,708 件 助成額 135,508,408 円